平成２３年（フ）第４８７号
群馬県伊勢崎市安堀町85番地８
債務者　津久井和衛
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５８号
千葉県市原市島野1509番地１　シティーハイム島野201
債務者　安部　裕之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７２号
千葉県船橋市日の出２丁目11番３号　岩田荘８号
債務者　下條　義仁
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３１号
相模原市南区相模大野４丁目５番３―803号
債務者　島村　宏子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３２号
相模原市南区相南１丁目２番72号　東和荘103
債務者　樺島　良子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４６号
神奈川県座間市相模が丘５丁目７番20号　ソレイユイワサキ３―Ａ号
債務者　宮西さと美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５８号
相模原市南区豊町６番24号　コーポさわ203号室
債務者　渡邉　麻記
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６５号
神奈川県座間市南栗原５丁目15番７号　パールエリア201号
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５６６号
相模原市南区北里１丁目４番４号
債務者　榎戸　雅典
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７６号
静岡県駿東郡清水町伏見630番地の１　フジハイム201、前住所静岡県沼津市本錦町650番地の２　ベルメゾン沼津錦町206
債務者　土屋　孝之
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
静岡県伊豆の国市長岡75番地　杉山アパート２階
債務者　川口　守雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７１号
京都市伏見区醍醐南端山町22番地47
債務者　森北　勇輔
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０５号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目８番地18
債務者　村田　　修
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３２号
京都市山科区大宅中小路町45番地10
債務者　山元　景太
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３１号
京都市右京区梅津開キ町９番地13　サンリットＵＭＥＺＵ201、申立時の住所京都市北区小山初音町27番地
債務者　加藤　卓哉
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５５号
京都府木津川市梅美台７丁目１―５　アルタイル梅美台105号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市安土町下豊浦50番地63
債務者　山田　信明
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６２号
京都府京田辺市草内山科11番地３　興戸団地Ｇ棟201号
債務者　吉仲　吏雅
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係